

3. 障害福祉サービス等について

利用の手続き

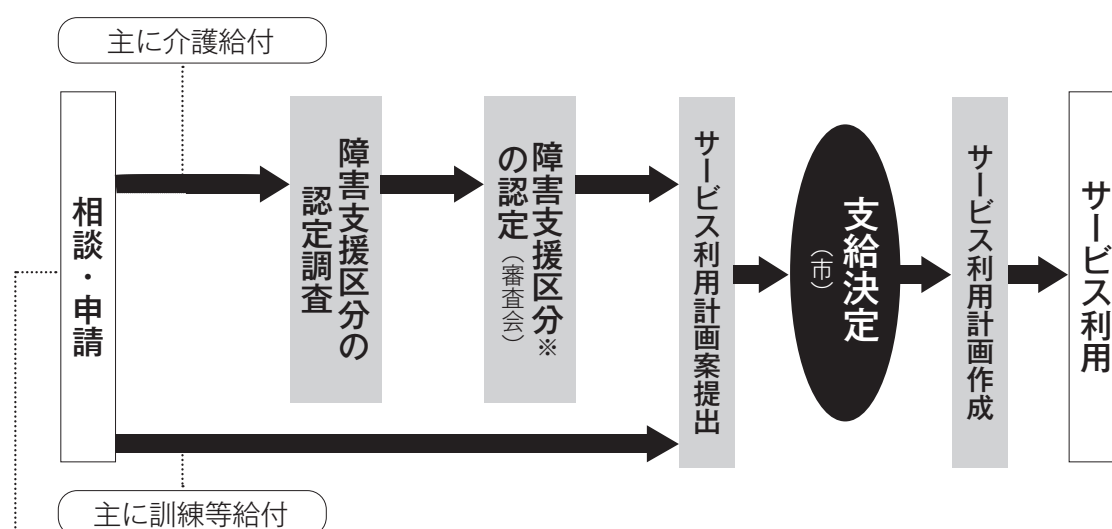
■支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

障害者の生活や心身の状況等の聞き取り調査・医師の意見書（障害支援区分）

介護者、居住等の状況・サービスの利用意向

を聴取して、支給決定を行います。



。申請に必要なもの

- ①各種手帳又は障害のわかるもの
- ②マイナンバー（通知書又はカード）
- ③年金額がわかるもの（年金証書の写し、通帳の写しなど）

※障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

《障害福祉サービス》

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。（難病患者等の方もサービスを利用することができます。）

障害支援区分とは

障害者の心身の状態等により区分1から区分6までの6つの区分に分けられます。この障害支援区分と介護する人や居宅の状況などにより、利用できるサービスの内容や量が決まります。

※訓練等給付は、基本的に18歳以上の障害者を対象としています。

※本サービスの利用については、介護保険サービス等の対象となる方は、特別なサービス利用を除き介護保険サービス等を優先的にご利用いただくことになります。

・訪問系サービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容	障害支援区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。	区分1～6
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。	区分4～6
同行援護	介護給付	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や支援を行います。	別に定める
行動援護	介護給付	知的障害または精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。	区分3～6
重度障害者等 包括支援	介護給付	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	区分6
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分1～6

・日中活動系サービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容	障害支援区分
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。※18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。	50歳未満 区分3～6 (入所の場合は区分4～6)
			50歳以上 区分2～6 (入所の場合は区分3～6)
療養介護	介護給付	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。※18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。	区分5～6
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。	区分要件なし
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。	
就労継続支援 (A型・B型)	訓練等給付	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	
就労定着支援	訓練等給付	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	区分要件なし
就労選択支援	訓練等給付	就労を希望する人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	区分要件なし

・居住系サービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容	障害支援区分
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	日中に就労または日中活動系サービスを利用している障害者に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴、排せつ等、日常生活上の介護などを行います。	非該当～区分6
宿泊型自立訓練	訓練等給付	知的・精神障害がある人に居室、その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等の相談及び助言その他の必要な支援を行います。	区分要件なし
施設入所支援	介護給付	介護が必要な人や通所が困難な人で、日中活動系サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。※18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。	50歳未満 区分4～6 以上 区分3～6 自立訓練及び就労移行支援利用者は区分要件なし（通所が困難な場合は可能）
自立生活援助	訓練等給付	一人暮らしをしている人に対し、地域で安心して生活できるように、定期的な居宅訪問および電話等による相談対応等を行います。	区分要件なし

※入所施設のサービスを利用する人は、「日中活動系サービス」と「居住系サービス」を組み合わせる利用することができます。

・相談支援給付

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたり、総合的な支援方針をまとめた計画書を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、定期的に障害福祉サービスの利用状況の確認（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者又は精神病院に長期入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための相談及び支援を行います。
地域定着支援	在宅等において単身等で生活する障害者に連絡体制を確保し、障害の特性に応じて生じた事等に対し相談及び必要な支援を行います。

・障害児通所給付

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。（保育所・幼稚園・小学校・支援学校等）

- ・利用希望される方の心身の状況や介護者の状況等を総合的に勘案してサービス利用の可否やサービス量を決定します。利用希望に際し、調査を必要とする場合や医師の意見書等作成をしていただくこともあります。

《負担上限月額について》

I 介護給付費及び訓練等給付費並びに障害児施設給付費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分			負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯	0円
低所得	低所得 1	市町村民税非課税世帯のうち、本人の年収80万9千円以下	0円
	低所得 2	市町村民税非課税世帯（低所得 1 に該当する者を除く。）	
一般 1		市町村民税課税世帯（所得割16万円（障害児（注）にあつては28万円）未満の者に限り、20歳以上の施設入所者及びグループホーム入居者を除く。）	【施設等入所者以外】 障害者 9,300円 障害児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
一般 2		市町村民税課税世帯（一般 1 に該当する者を除く。）	37,200円

注 「障害児」は、20歳未満の施設等入所者を含み、過齡児を除くものとする。

※利用者負担について

サービスを利用したときの利用者負担は、負担能力に応じた負担（応能負担）となっています。利用者の世帯における所得に応じて利用者負担上限月額（0円～37,200円）が設定され、上限月額に至るまでは費用の1割を負担していただきます。ただし、施設等を利用した場合の食費や光熱費は、原則として実費負担になります。

II 療養介護医療費及び障害児施設医療費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	負担上限月額
生活保護	0円
低所得 1	15,000円
低所得 2	24,600円
一般（一般 1・2）	40,200円

■世帯範囲の設定

上記のとおり負担上限月額が設定されていますが、利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があります。次のとおり個人単位を基本として設定されています。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（18歳未満の障害者）（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【高額障害福祉サービス費の償還】

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や介護保険のサービス利用者が混在する場合には、利用者負担額が世帯の所得状況に応じて定められた基準額まで軽減されます。この基準額を超えて負担額を支払った場合には、超えた分と同額の高額障害福祉サービス費が申請により後から支給されます。（償還払い方式によります。）

《補装具費の支給》

身体上の障害を補完または代替する用具である補装具について、購入や修理に係る費用を支給します。購入後及び修理後の申請受付はできませんのでご注意ください。

なお、介護保険等の対象となる方は、介護保険サービス等を優先的にご利用いただくことになります（㊦：介護保険サービス等の対象品目、㊦：難病等の対象品目）

障害を証するもの（手帳等）、医師の意見書、業者の見積書、マイナンバーを持って窓口で申請してください。

補装具の種類：次の表のとおりです。

障害区分	種目	耐用年数	種類	基準額
肢体不自由	義手	1～5年	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手	障害者・児の身体状況に合わせて使用する各部品の基準額を合計した額
	義足		股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、果義足、足根中足義足、足指義足	
	上肢装具	2～3年	肩装具、肘装具、手関節背屈保持装具、長対立装具、短対立装具、把持装具、MP屈曲補助装具、指装具、B.F.O（食事動作補助器）	
	下肢装具㊦	1.5～3年	長下肢装具、短下肢装具、靴型装具（難病対象）、足底装具、股装具、膝装具、ツイスター	
	体幹装具	1～3年	頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、仙腸装具、側弯症装具	
	座位保持装具	3年	構造フレーム（木材、金属、車椅子）	
	車椅子㊦㊦	6年	普通型（リクライニング式、ティルト式、リクライニング・ティルト式、手動リフト式）、前方車輪型（リクライニング式）、片手駆動型（リクライニング式）、レバー駆動型、手押し型（リクライニング式、ティルト式、リクライニング・ティルト式）	
	電動車椅子㊦㊦	6年	普通型（4.5km/h、6km/h、リクライニング式、電動リクライニング式、電動リフト式、電動ティルト式、電動リクライニング・ティルト式）、簡易型	
	座位保持椅子	3年	（児童のみ対象）	26,100円
	起立保持具	3年	（児童のみ対象）	31,700円
	歩行器㊦㊦	5年	四輪型（腰掛つき、腰掛なし）、三輪型、二輪型、固定型、交互型、六輪型	24,400円～70,000円
	歩行補助つえ㊦	2～4年	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚づえ、プラットホーム杖	3,800円～27,600円
	頭部保持具	3年	（児童のみ対象）	7,550円
	排便補助具	2年	（児童のみ対象）	10,000円

障害区分	種目	耐用年数	種類	基準額
視覚障害	視覚障害者安全つえ	2～5年	普通用、携帯用	2,700円～ 5,200円
	義眼	2年	レディメイド、オーダーメイド	17,900円～ 86,900円
	眼鏡	4年	矯正眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡（掛けめがね式、焦点調節式）	13,000円～ 38,200円
			【羞明の軽減に遮光眼鏡の装用より優先される治療法がない方のみ】遮光眼鏡	22,400円～ 31,200円
聴覚障害	補聴器	5年	【身体障害者手帳が4級・6級の方】 高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型	44,000円～ 46,400円
			【身体障害者手帳が2級・3級の方】 重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳かけ型	59,000円～ 71,200円
			【耳の形状や教育上または職業上の理由から医師が特に必要と認めた場合】 耳あな型（レディメイド）、耳あな型（オーダーメイド）、骨導式眼鏡型、骨導式ポケット型	74,100円～ 144,900円
	人工内耳（修理のみ）	－	人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000円
音声・言語機能障害、 重度の両上下肢障害、	重度障害者用意思伝達装置 [㊟]	5年	ソフトウェアが組み込まれた専用のパソコン及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するもの 〔文字等走査入力方式〕 〔生体現象方式〕	152,000円～ 480,600円

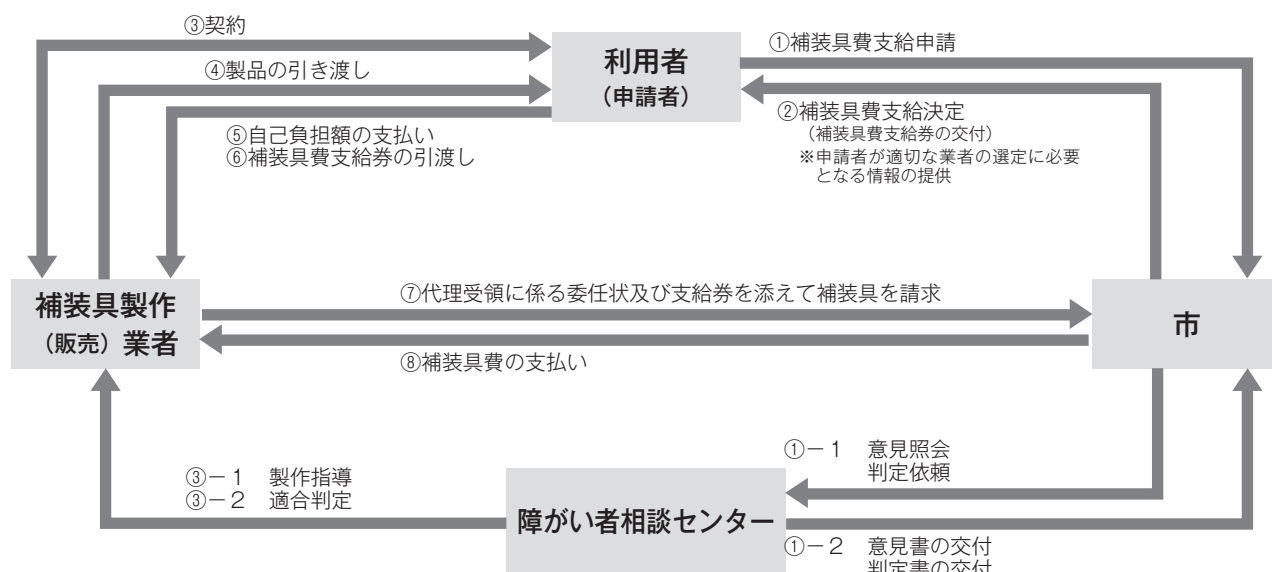
※支給対象となる補装具の個数は、1種目につき1個ですが、職業上または教育上等特に2個にできる場合があります。

※必要性が特に認められる場合、基準額を超えて支給できる場合があります。

※種目毎に耐用年数が決められています。耐用年数以内の再交付申請はできません。

※修理の場合は、別に修理基準が定められています。

《補装具費の支給の仕組み（代理受領）》



利用者負担：原則として、利用者は、補装具の購入または修理に要した費用の1割を負担します。しかし、利用者の負担が多くなりすぎないように、負担する上限額を利用者の属する世帯の所得状況に応じて下記の表のとおり設定しています。負担上限額を超えた費用は公費で負担することになります。

利用者の所得区分	負担上限額
生活保護世帯の方	0円
市町村民税非課税世帯の方	0円
市町村民税課税世帯の方（一般）	37,200円

※本人及び世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の方は支給対象外となります。

ただし、本人が18歳未満の場合、所得制限はありません。

■世帯範囲の設定

上記のとおり負担上限額が設定されていますが、利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があります。次のとおり個人単位を基本として設定されています。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児（18歳未満の障害者）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

〔つがる市地域生活支援事業〕

本事業の利用について介護保険等の対象となる方は、介護保険サービス等を優先的にご利用いただくことになります。

《相談支援事業》

専門の資格を持った相談員が障害のある方や保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。つがる市では、下記の事業所に相談支援を委託しています。直接下記事業所にお申し込みください。

- 【しあわせセンターうるしかわ】五所川原市大字漆川字浅井122-1 TEL 34-7964
- 【相談支援事業所もりた】つがる市森田町床舞鶴喰104-2 TEL 26-3100
- 【あーんど相談センター】五所川原市若葉3丁目4-3 TEL 33-0279
- 【ラ・プリマベラ】五所川原市字芭蕉48-2 TEL 38-1332

《コミュニケーション支援事業》……手話通訳者等の派遣

聴覚、言語機能、音声機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

派遣を希望される日の1週間前まで（やむを得ない事情がある場合を除く）に福祉課（窓口、FAX、電子メールいずれも可）にお申し込みください。

窓 口 福祉課障害福祉係

FAX 42-4546（福祉課障害福祉係宛て）

メールアドレス shuwa@city.tsugaru.lg.jp

《移動支援事業》

■個別支援

屋外での移動が困難な方に、地域における自立生活及び社会参加などで外出する際の移動の支援を行います。

介護保険や介護給付による移動支援が受けられる方はそちらをご利用ください。通院の場合は、介護保険が受けられる方は、介護保険から受けて下さい。それ以外の方は、障害福祉サービスの居宅介護（通院介助）から受けて下さい。官公署での公的手続き若しくは障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動支援は、障害福祉サービスの居宅介護からとなります。

個別支援の利用回数は障害者等1人あたり月2～4回を限度とし、交通費等移動に要する経費は、利用者等が直接負担するものとする。

■グループ支援 地域活動支援センターへの通所支援

《日常生活用具給付等事業》

障害がある方に日常生活の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて自立生活支援用具等を給付します。また、難病患者等の方も対象となります（㊦：難病等対象品目）。

なお、介護保険等の対象となる方は、介護保険サービス等を優先的にご利用いただくことになります。（㊧：介護保険サービス等の対象品目）。

障害を証するもの（手帳等）、業者の見積書、マイナンバー、その他必要な書類を持って窓口で申請してください。（購入後の申請受付はできませんのでご注意ください。）

種 目		対 象 者	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台㊦㊧	下肢又は体幹機能障害２級以上	154,000円	８年
	特殊マット㊦㊧	下肢又は体幹機能障害１級で、 常時介護を要する者	19,600円	５年
	特殊尿器㊦㊧		67,000円	５年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上 で、他人の介助を要する者	82,400円	５年
	体位変換器㊦㊧		15,000円	５年
	移動用リフト㊦㊧		159,000円	４年
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障害を有する 障害児	33,100円	５年
	訓練用ベッド㊧		159,200円	８年
自立生活支援用具	入浴補助用具㊦	下肢又は体幹機能障害	90,000円	８年
	便器㊦		9,850円	８年
	Ｔ字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹 機能障害	3,150円	２年
	移動・移乗支援用具		60,000円	８年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹 機能障害を有する者、てんかんの 発作等により頻繁に転倒する 知的障害児（者）、精神障害者	12,160円	３年
	特殊便器㊧	上肢機能障害２級以上	151,200円	８年
	自動消火器㊦㊧	障害種別に関わらず火災発生 の感知・避難が困難	28,700円	８年
	電磁調理器㊦	視覚障害２級以上	41,000円	６年
	歩行時間延長信号機用小型 送信機		7,000円	10年
	聴覚障害者用火災警報器	聴覚障害者用火災警報器の設置 を要する。	15,500円	８年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上	87,400円	10年
排泄管理支援用具	ストマ装具	蓄尿袋	(月額)11,600円	—
		蓄便袋	(月額)8,850円	—
	紙おむつ等（紙おむつ、洗 腸用具、サラシ・ガーゼ等 衛生用品）	高度の排便（排尿）機能障害者、 脳原性運動機能障害かつ意思表 示困難者	(月額)12,000円	—
	収尿器	高度の排尿機能障害	8,500円	２年

在宅療養等 支援用具	透析液加温器		腎臓機能障害等３級以上	51,500円	5年	
	ネブライザー（吸入器）㉑		呼吸器機能障害３級以上等	36,000円	5年	
	電気式たん吸引器㉒		呼吸器機能障害３級以上等	56,400円	5年	
	酸素ボンベ運搬車		在宅酸素療法者	17,000円	10年	
	視覚障害者用体温計(音声式)		視覚障害２級以上	9,000円	5年	
	視覚障害者用血圧計			9,500円	5年	
	視覚障害者用体重計			18,000円	5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		難病患者等で人工呼吸器の装着が 必要な者	157,500円	5年	
	正弦波インバーター発電機		在宅で人工呼吸器、ネブライザー、 電気式たん吸引器、吸引吸入両用 器等を使用している児・者	110,000円	5年	
	ポータブル電源（蓄電池）			67,200円	5年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		音声言語機能障害又は肢体不自 由者であって発声発語に著しい 障害を有する者	98,800円	5年	
	情報・通信支援用具		上肢機能障害又は視覚障害	100,000円	6年	
	点字ディスプレイ		視覚障害及び聴覚障害の重複者	383,500円	6年	
	点字器		視覚障害２級以上	10,400円	5年	
	点字タイプライター			63,100円	5年	
	視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	録音再生		85,000円	6年	
		再生専用		35,000円	6年	
	視覚障害者用活字文書読上 げ装置			99,800円	6年	
	視覚障害者用拡大読書器			198,000円	8年	
	盲人用時計	触読		10,300円	10年	
		音声		13,300円	10年	
	聴覚障害者用通信装置			聴覚障害者	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置				88,900円	6年
	人工喉頭		喉頭摘出者	72,200円	5年	
	人工鼻			(月額)23,760円	—	
	点字図書		視覚障害者	既存の価格	—	
住宅 改修費	居宅生活動作補助用具㉓㉔		下肢、体幹機能障害又は乳幼児 期非進行性脳病変	200,000円	—	

《地域活動支援センター事業》

障害のある方に、創作活動、生産活動または社会交流の機会を提供します。

■つがる市地域活動支援センター

つがる市木造柴田弥生田2-1

TEL 42-7553

《日中一時支援事業》

障害のある方で日中一時的に見守りが必要な方や、放課後等一時的に見守りが必要な障害のある児童・生徒の日中における活動の場を確保し、障害者・障害児の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息につなげる。

《更生訓練費給付事業》

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く。）に入所している者に更生訓練費を支給します。（ただし、定率負担に係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずると市が認めた者に限る。）

※給付申請する場合は事前にご相談ください。

《生活支援事業》

他の市町の地域活動支援センターを利用し、障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

■地域活動支援センター ラ・プリマベラ

五所川原市字芭蕉48-2

TEL 38-1332

■地域活動支援センター 翔

鶴田町大字鶴田字押上52

TEL 23-1030

〔利用者負担〕

日常生活用具給付事業、日中一時支援事業等、市町村民税課税世帯は1割負担していただきます。ただし、負担が増え過ぎないように負担上限月額を37,200円に設定いたします。

利用者の所得区分を判断するための、利用者の「世帯」範囲は次のとおり個人単位を基本として設定します。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児（18歳未満の障害者）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※日常生活用具給付事業の購入費用が限度額を超える場合には、超過部分は自己負担となります。本人及び世帯員のうち最も所得の多い方の市町村民税所得割の額が50万円以上の方は支給対象外となります。

《運転免許取得費用の助成》

自動車普通免許取得費用の3分の2以内で、10万円を上限として助成します。

対 象：身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方。

必要書類：次のとおりです。

- ①身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ②運転免許証又はマイナ免許証
- ③自動車教習実績書
- ④銀行の口座番号がわかるもの（本人名義）

※免許証の交付を受けてから6か月以内に申請してください。

《自動車改造費用の助成》

自動車の改造費用を10万円を上限として助成します。

対 象：次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方が、自ら所有し運転する自動車の運転装置等を改造する場合。
- (2) 重度身体障害児を介護する方が所有し、重度身体障害児が容易に乗降できる装置等が装備された自動車に改造する場合。

※重度身体障害児とは、身体障害者手帳の障害等級が1級又は2級で、上肢、下肢又は体幹機能に障害のある18歳未満の方。

必要書類：次のとおりです。

- ①身体障害者手帳
- ②運転免許証又はマイナ免許証（身体障害者本人又は介護者）
- ③自動車検査証
- ④改造を行う事業者の見積書
- ⑤改造予定車の写真
 - ・改造箇所の改造前の写真
 - ・登録番号（ナンバー）がわかる写真（前後のナンバープレート）
- ⑥銀行の口座番号がわかるもの（申請者名義）
- ⑦改造部品のカatalog

※助成申請をする場合は対象要件をご確認のうえ、改造前にご相談ください。

《社会参加促進事業》

障害のある方の社会参加を促進するため様々な事業を行います。

■点字・声の広報等発行事業

文字による情報等が困難な障害者のために、音声訳の方法により地域生活をする上で必要な「広報つがる」「つがる市議会だより」を定期的に提供します。

直接つがる市社会福祉協議会にお申し込みください。

つがる市木造若緑52

TEL 42-4660

■手話奉仕員養成事業（五所川原市、深浦町、鰯ヶ沢町、鶴田町、中泊町と合同開催）

聴覚障害等に関連する知識と、日常会話に必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障害者の社会参加促進に役立てます。

《知的障害者職親委託制度》

知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う。

※委託申請する場合は事前にご相談ください。